

令和3年6月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち換気扇(床下用) 1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち電気冷蔵庫2件、除湿機1件、ヘアドライヤー1件、
食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、
電動車いす(ハンドル形)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100174	令和3年5月29日	令和3年6月10日	電気冷蔵庫	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から30年以上経過した製品 令和3年6月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100175	令和3年5月30日	令和3年6月10日	除湿機	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202100176	令和3年5月13日	令和3年6月10日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和3年6月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大事故として認識したのは令和3年6月8日
A202100177	令和3年3月18日	令和3年6月11日	ヘアドライヤー	重傷1名	当該製品を使用中、感電し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大事故として認識したのは令和3年6月2日
A202100179	令和3年6月2日	令和3年6月11日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上経過した製品
A202100180	令和3年5月※不明	令和3年6月11日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	当該製品に乗車していた使用者(70歳代)が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし